

朝霞市規則第 6 号

朝霞市会計規則の一部を改正する規則

朝霞市会計規則（昭和 4 2 年朝霞市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を次のように改める。

第 1 1 条 削除

第 1 2 条中「し、その上部余白に再発行である旨を朱書するものと」を削る。

第 2 1 条中「その上部余白に「小切手不渡」又は「小切手不渡分」と朱書して」を削る。

第 2 8 条を次のように改める。

第 2 8 条 削除

別表危機管理室の項の次に次のように加える。

人権庶務課	課長	市主催事業に係る参加者負担金の収納事務	収納事務を取り扱う職員	市主催事業に係る参加者負担金の収納事務
-------	----	---------------------	-------------	---------------------

別表長寿はつらつ課の項中「通所介護施設の使用料の収納事務」を削り、同表こども未来課の項中「ショートステイ事業利用者負担金の収納事務」及び「助産施設及び母子生活支援施設徴収金の収納事務」を削り、同表保育課の項の次に次のように加える。

こども家庭センター	室長	ショートステイ事業利用者負担金の収納事務 助産施設及び母子生活支援施設徴収金の収納事務	収納事務を取り扱う職員	ショートステイ事業利用者負担金の収納事務 助産施設及び母子生活支援施設徴収金の収納事務
-----------	----	--	-------------	--

別表学校給食課の項を次のように改める。

学校給食課	課長	学校給食費の収納事務 市主催事業に係る参加者負担金の収納事務	収納事務を取り扱う職員	学校給食費の収納事務 市主催事業に係る参加者負担金の収納事務
-------	----	-----------------------------------	-------------	-----------------------------------

別表図書館の項中「及びビジネス支援端末機」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。